**地域生活支援拠点等の機能を担う事業所となる場合の運営規程への追加項目の記載例**

地域生活支援拠点等の機能を担う事業所として届出を行う際は、以下の内容を参考に運営規程への追加項目を作成してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 追加項目の記載例 | 作成にあたっての留意事項 |
| （地域生活支援拠点等の機能を担う事業所）  第●●条 事業所は「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成１８年厚生労働省告示第３９５号）第一の二の３」に規定する地域生活支援拠点等として次の機能を担う。  （１） 相談  　　　緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要な相談支援を行う機能。  （２） 緊急時の受入れ・対応  短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能。  （３） 体験の機会・場  　　　病院や施設、親元からの自立にあたって、障害福祉　サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を　提供する機能。  （４）専門的人材の確保・養成  医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、　　高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な　対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能。  （５）地域の体制づくり  地域の様々なニーズに対応できるサービス提供　体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能。 | １　各事業所の実態に応じて、（１）～（５）のうち実際に担う機能を記載してください。  ２　特定相談支援事業所及び障害児相談　支援事業所が届出を行う場合、少なくとも（１）（２）（５）の機能を担う必要があります。  ３　地域移行支援事業所、日中活動系サービス事業所及び施設入所支援事業所が届出を行う場合、少なくとも（３）の機能を担う必要があります。  ４　訪問系サービス事業所、自立生活援助事業所、地域定着支援事業所及び短期入所事業所が届出を行う場合は、少なくとも（２）の機能を担う必要があります。 |